

別表 1

R6 事業コー ド	事業名	所管課
06-01	神戸市農漁業組織活動促進事業	農政計画課 西・北農業振興センター
06-02	スマート農業等導入支援事業	農政計画課
06-03	里山整備支援事業 (森林環境譲与税事業)	農政計画課 西・北農業振興センター
06-04	農道整備事業 (農道移管推進事業)	農政計画課
06-05	農地・農業用施設災害復旧事業	農政計画課
06-06	水利施設整備事業 (①一般水路・ため池改修事業) (②ため池廃止事業) (③開水路改修事業)	農政計画課
06-07	土地改良施設維持管理適正化事業	農政計画課
06-08	農業用ため池管理者賠償責任保険加入促進事業	農政計画課
06-09	農道舗装推進助成	農政計画課
06-10	産地生産基盤パワーアップ事業	農水産課 西・北農業振興センター
06-11	県指定産地整備事業	農水産課 西・北農業振興センター
06-12	ひょうご施設園芸産地競争力強化対策事業	農水産課 西・北農業振興センター
06-13	元気な農業づくり推進対策 (産地競争力強化総合対策事業・果樹)	農水産課
06-14	元気な農業づくり推進対策 (産地競争力強化総合対策事業・花き)	農水産課
06-15	ひょうごの花づくり推進事業 (高品質等生産施設等整備事業)	農水産課
06-16	神戸産ワイン専用ブドウ生産支援事業	農水産課
06-17	新たな戦略的拡大品目推進事業	農水産課
06-18	こうべ再生リン配合肥料利用促進事業	農水産課
06-19	「BE KOBE農産物」地域資源循環・環境保全促進事業	農水産課
06-20	農地利用効率化等支援交付金	西・北農業振興センター
06-21	神戸産米生産拡大支援事業	西・北農業振興センター
06-22	農業経営スマート化促進事業	西・北農業振興センター
06-23	経営所得安定対策等推進事業	西・北農業振興センター
06-24	里づくり支援事業	西・北農業振興センター
06-25	農業経営力向上支援事業	西・北農業振興センター
06-26	大型トラクター等の運転のための大型特殊免許取得支援事業	西・北農業振興センター
06-27	市内産飼料への転換支援事業	西・北農業振興センター
06-28	家畜衛生防疫等対策事業	西農業振興センター
06-29	優良牛確保事業	西農業振興センター
06-30	畜産クラスター事業	西農業振興センター
06-31	但馬牛流通促進交付金	西農業振興センター
06-32	その他県認証事業	全所管

別表 1 (個票)

事業コード	事業名：	所管課
06-01	神戸市農漁業組織活動促進事業	農政計画課 西・北農業振興センター
①事業内容		
<p>食都神戸に係る神戸産農水産物の地産地消やブランド化等を図ることを目的として活動する組織を対象に、以下の事業の推進に対して補助する。</p> <p>(1) 食育(花育)活動に関すること</p> <p>(2) 6次産業化(加工食品等開発)に関すること</p> <p>(3) 営農、営漁に関する研究、研修</p>		
②事業対象者	<p>次の要件をすべて満たす市内の農漁業者組織</p> <p>ア. 3戸以上で女性農業者・漁業者が過半を占めるもの。</p> <p>イ. 代表者その他の事項について定めた定款または規約を有するもの。</p> <p>ウ. 事業実施並びに会計手続、事後管理を適正に行い得る体制を有していること。</p>	
③事業費 (補助額)	上限 400 千円	
④補助率	40%以内 (千円未満は切捨て)	
⑤-1 補助金規則第 5 条第 2 項の(3)に該当する書類		
<p>-2 補助金規則第 5 条第 4 項に該当する書類</p> <p>様式第 2 号の 4～7</p>		
⑥-1 補助金規則第 15 条第 1 項の(3)に該当する書類		
<p>事業費を支払ったことを証する書類の写し</p>		
<p>-2 補助金規則第 15 条第 2 項に該当する書類</p> <p>様式第 7 号～13 号</p>		
⑦関連法令等		
⑧特記事項		

別表 1

事業コード	事業名：	所管課
06-02	スマート農業等導入支援事業	農政計画課
① 事業内容	<p>農作業等の省力化・効率化を目的とする、次に掲げる機械・設備の導入を支援する。</p> <p>(1) リモコン式自走草刈機や無人草刈ロボット（以下、リモコン式自走草刈機等、という。）</p> <p>(2) 多機能型自動給水機および給水栓（以下、水管理システム、という。）</p> <p>(3) ドローン（農薬・肥料散布等、農業での使用に限る）</p> <p>(4) アシストスーツ（農作業の負担軽減を図ることができるもの等、農業での使用に限る）</p> <p>(5) 電動アシスト播種機</p> <p>(6) その他市長が認める機械・設備等</p>	
② 事業対象者	<p>事業対象者は次に掲げるいずれかとする。</p> <p>(1) 市内の集落営農組合</p> <p>(2) 市内で農業を営む法人</p> <p>(3) 市が認定する認定農業者又は認定新規就農者（応募時点で認定有効期間である場合に限る）</p>	
③ 事業費	予算の範囲内	
④ 補助率	<p>補助率50%以内、補助金上限額500千円（千円未満は切捨て）とする。</p> <p>ただし、第3-(2)水管理システムを導入する場合は、1台あたりの補助金上限額は100千円とする。</p>	
⑤-1 補助金規則第5条第2項の(3)に該当する書類（申請書に添付する追加書類）	「スマート農業等導入支援事業実施要領」に掲げる実施計画書	
-2 補助金規則第5条第4項に該当する書類（申請書に省略することができる添付書類）	様式第2号～第3号	
⑥-1 補助金規則第15条第1項の(3)に該当する書類（実績報告に添付する追加書類）	納品書、事業費を支払ったことを証する書類の写し	
-2 補助金規則第15条第2項に該当する書類（実績報告に省略することができる添付書類）	様式第7号～第13号	
⑦ 関連法令等	スマート農業等導入支援事業実施要領	
⑧ 特記事項	<p>予算を上回る応募があった場合は、予算の範囲内において補助率及び補助金額を減額する場合がある。</p>	

別表 1 (個票)

事業コード	事業名：	所管課
06-03	里山整備支援事業 (森林環境譲与税事業)	農政計画課 西・北農業振興センター
①事業内容	森林の間伐や危険木の伐採等に必要な経費や資機材の購入費用等を補助する事で里山整備の推進を図る。	
②事業対象者	里づくり協議会 等	
③事業費	補助額上限 3,000 千円	
④補助率	対象事業費の 95%以内	
⑤-1 補助金規則第 5 条第 2 項の(3)に該当する書類 (申請書に添付する追加書類)	・総額 (税込) が 10 万円以上の物品購入または委託等の発注をする場合、2 者以上の見積書及びその結果。総額 (税込) が 100 万円以上の委託等の発注をする場合 3 者以上の見積書及びその結果。ただし、契約の性質又は目的により、契約の相手方を特定せざるを得ないものは除く。	
-2 補助金規則第 5 条第 4 項に該当する書類 (申請書に省略することができる添付書類)	様式第 2 号の 4~7	
⑥-1 補助金規則第 15 条第 1 項の(3)に該当する書類 (実績報告に添付する追加書類)		
-2 補助金規則第 15 条第 2 項に該当する書類 (実績報告に省略することができる添付書類)	様式第 7~13 号	
⑦関連法令等	森林法	
⑧特記事項	その他別紙および里山整備支援事業補助金等取扱要領の定めによる。	

里山整備支援事業 別紙

区 分	内 容
1 補助対象経費	<p>① 森林整備</p> <p>ア 森林伐採等の委託に要する経費 大径木や枯れ木などの伐採、危険箇所の森林整備等の委託にかかる経費（委託料、振込手数料）</p> <p>イ 実施主体による森林整備に要する経費 苗木代、肥料代、燃料代、傷害保険料等</p> <p>ウ 整備計画の策定や事業実施に必要な調査に要する経費</p> <p>エ 事業実施主体の構成員以外で森林整備を実施する人に対する安全衛生機材の配備、現場までの交通費、謝金等</p> <p>② 資機材の購入 森林整備機材：鋸、鉋、鎌、チェーンソー、資材倉庫等 竹林整備機材：竹チップパー等 安全衛生機材：ヘルメット、軍手等 防災施設整備：簡易防災施設、管理道整備に必要な資材等</p> <p>③ 講習会の開催（里山整備に直接寄与しないものを除く） 講師謝金、講師旅費、資料等の印刷費、会場使用料等</p>
2 対象事業地	<p>① 人と自然との共生ゾーン区域内の森林（国有林、県有林、市有林、農地等を除く）</p> <p>② その他市長が認めるもの ただし、2.0ha以上の森林等、他事業の適用が可能な箇所については、まず他事業の適用を検討すること。</p>
3 整備期間	<p>実施主体は3箇年（補助事業等に着手する日から2年を経過する日が属する年度まで）の事業計画に基づき補助事業に取り組むこと。 ※補助事業の終了後も継続して里山整備に取り組むよう努めること</p>
4 物品等の管理	<p>① 本事業で購入した資機材等（消耗品は除く）については、「〇〇年度里山整備支援事業」と記載し、台帳を整備し適切に管理すること</p>
5 補助対象外	<p>① 実施主体構成員に対する日当及び旅費</p> <p>② 特定の団体及び団体を構成する者の財産の形成又は営利を主たる目的とした事業</p> <p>③ 飲食費</p> <p>④ 本事業の趣旨に合わない経費</p>

別表 1 (個票)

事業コード	事業名：農道整備事業 (農道移管推進事業)	所管課 農政計画課
06-04		
① 事業内容	ほ場整備事業により造成された農道において、道路管理者(建設局)への移管に必要となる手直し工事の経費に対し、助成を行うことにより、道路移管のさらなる促進を図る。	
② 事業対象者	土地改良区 等	
③ 事業費	予算の範囲内	
④ 補助率	対象事業費の40%以内	
⑤	<p>-1 補助金規則第5条第2項の(3)に該当する書類(申請書に添付する追加書類)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の施行に関する決議書又は同意書の写し及び議決等の証明</li> <li>・事業費のわかる資料(見積書など)</li> </ul> <p>-2 補助金規則第5条第4項に該当する書類(申請書に省略することができる添付書類) 様式第2号の4～7</p>	
⑥	<p>-1 補助金規則第15条第1項の(3)に該当する書類(実績報告に添付する追加書類) 補助事業の実施状況が分かる書類として</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・請負(委託)契約書や請求書など事業費総額の分かる資料</li> <li>・請負(委託)業者を選定した際の入札結果表や見積合わせ結果表などの資料</li> </ul> <p>-2 補助金規則第15条第2項に該当する書類(実績報告に省略することができる添付書類) 様式第7号～13号</p>	
⑦ 関連法令等	なし	
⑧ 特記事項	なし	

別表 1 (個票)

事業コード	事業名：	所管課
06-05	農地・農業用施設災害復旧事業	農政計画課
① 事業内容	豪雨や台風で被災した農地・農業用施設のうち、国の災害復旧事業の要件に満たないものについて支援し、早期に復旧することで、農業生産基盤の確保と経営基盤の安定化を図る。	
② 事業対象者	土地改良区 JA 兵庫六甲 等 原則受益者 2 戸以上 農地、及び下流域に人家等のあるため池については 1 戸以上	
③ 事業費	1 箇所工事 20 万円以上 (上限補助対象額：40 万円)	
④ 補助率	50%	
⑤-1 補助金規則第 5 条第 2 項の(3)に該当する書類 (申請書に添付する追加書類)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の施行に関する決議書又は同意書の写し及び議決等の証明</li> <li>・事業費のわかる資料 (見積書など)</li> </ul>	
-2 補助金規則第 5 条第 4 項に該当する書類 (申請書に省略することができる添付書類)	様式第 2 号の 4～7	
⑥-1 補助金規則第 15 条第 1 項の(3)に該当する書類(実績報告に添付する追加書類)	補助事業の実施状況が分かる書類として	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・請負 (委託) 契約書や請求書など事業費総額の分かる資料</li> <li>・請負 (委託) 業者を選定した際の入札結果表や見積合わせ結果表などの資料</li> </ul>	
-2 補助金規則第 15 条第 2 項に該当する書類 (実績報告に省略することができる添付書類)	様式第 7 号～13 号	
⑦ 関連法令等	なし	
⑧ 特記事項	<p>「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律 (以下、暫定法という)」に基づく国の補助事業の採択要件 (金額要件を除く) を満たす工事を補助対象とする。</p> <p>なお、暫定法に基づく国の補助事業の採択要件 (金額要件) を満たす場合であっても、事業対象者の希望により本補助事業を利用することができるものとする。</p>	

別表 1 (個票)

事業コード 06-06	事業名：水利施設整備事業 (①一般水路・ため池改修事業) (②ため池廃止事業) (③開水路改修事業)	所管課 農政計画課
① 事業内容	農業生産基盤の確保と経営基盤の安定化ならびに施設管理者の維持管理に対する意識の高揚・醸成を図ることを目的とし、ため池、パイプライン、開水路など一体となった農業水利施設の改修に対して、一定の助成を行う。 また、防災上のリスク軽減ならびに維持管理の負担軽減を図ることを目的とし、利用しなくなったため池の廃止に対して、一定の助成を行う。	
② 事業対象者	営農や防災上の観点から必要となる改修・廃止事業を行う個人、団体 (①受益戸数2戸以上。ただし「特定ため池」の場合は受益戸数要件なし) (②受益戸数要件なし。ただし「特定ため池」が対象) (③受益戸数2戸以上。ただし「特定ため池」の上下流の用排水路(開水路)が対象)	
③ 事業費	1 工事あたり 20 万円以上 (予算の範囲内)	
④ 補助率	①一般水路・ため池改修事業 対象事業費の 40% ②ため池廃止事業 対象事業費の 2/3 ③開水路改修事業 対象事業費の 90%	
⑤-1 補助金規則第 5 条第 2 項の(3)に該当する書類 (申請書に添付する追加書類) ・ 事業の施行に関する決議書又は同意書の写し及び議決等の証明 ・ 事業費の妥当性がわかる資料 (見積書など)		
-2 補助金規則第 5 条第 4 項に該当する書類 (申請書に省略することができる添付書類) 様式第 2 号の 4～7		
⑥-1 補助金規則第 15 条第 1 項の(3)に該当する書類(実績報告に添付する追加書類) 補助事業の実施状況が分かる書類として ・ 請負 (委託) 契約書や請求書など事業費総額の分かる資料 ・ 請負 (委託) 業者を選定した際の入札結果表や見積合わせ結果表などの資料		
-2 補助金規則第 15 条第 2 項に該当する書類 (実績報告に省略することができる添付書類) 様式第 7 号～13 号		
⑦ 関連法令等		



⑧ 特記事項

- 国や県等の補助事業の採択要件を満たす工事は、補助対象外とする。
- 工事に伴う調査設計については、補助対象外とする。
- ため池及び付随する施設の場合、当該ため池について「農業用ため池の管理及び保全に関する法律」第4条及び附則第2条に基づく、ため池届が提出されていることを補助の条件とする。

別表 1 (個票)

事業コード	事業名：	所管課
06-07	土地改良施設維持管理適正化事業	農政計画課
① 事業内容	施設機能の保持と耐用年数の確保ならびに施設管理者の維持管理に対する意識の高揚・醸成と図ることを目的とし、数年に一度行うような土地改良施設の整備補修に際し、土地改良区等が5年に分けて均等に事業費の一部を積み立て、国の補助制度を活用するものに対して、一定の助成を行う。	
② 事業対象者	土地改良区等	
③ 事業費	1 工事あたり 200 万円以上 (予算の範囲内)	
④ 補助率	国庫補助対象事業費の 10% (地元 30% 国 30% 県 30%)	
⑤-1 補助金規則第 5 条第 2 項の(3)に該当する書類 (申請書に添付する追加書類)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業の施行に関する決議書又は同意書の写し及び議決等の証明</li> <li>・ 事業費の妥当性がわかる資料 (見積書など)</li> <li>・ 国からの交付金の交付決定がわかる資料</li> </ul>	
-2 補助金規則第 5 条第 4 項に該当する書類 (申請書に省略することができる添付書類)	様式第 11 号の 4～7	
⑥-1 補助金規則第 15 条第 1 項の(3)に該当する書類(実績報告に添付する追加書類)	補助事業の実施状況が分かる書類として <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 請負 (委託) 契約書や請求書など事業費総額の分かる資料</li> <li>・ 請負 (委託) 業者を選定した際の入札結果表や見積合わせ結果表などの資料</li> </ul>	
-2 補助金規則第 15 条第 2 項に該当する書類 (実績報告に省略することができる添付書類)	様式第 15 号～21 号	
⑦ 関連法令等	土地改良施設維持管理適正化事業実施要綱・要領	
⑧ 特記事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ため池及び付随する施設の場合、当該ため池について「農業用ため池の管理及び保全に関する法律」第 4 条及び附則第 2 条に基づく、ため池届が提出されていることを補助の条件とする。</li> <li>・ 土地改良施設維持管理適正化事業のうち、整備補修事業及び安全管理施設整備対策事業を補助の対象とする。</li> </ul>	

別表 1 (個票)

事業コード	事業名：	所管課
06-08	農業用ため池管理者賠償責任保険 加入促進事業	農政計画課
① 事業内容	農業用ため池管理者賠償責任保険（以下「ため池保険」という）の継続加入を行うため池管理者を支援する。	
② 事業対象者	<p>ため池保険の継続加入を行うため池管理者。 ただし、以下に掲げる事項を要件とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「農業用ため池の管理及び保全に関する法律」第4条及び附則第2条に基づく、ため池届が提出された農業用ため池の管理者であること。</li> <li>・市内に受益がある農業用ため池の管理者であること。</li> <li>・ため池保険に再加入を行うため池の管理者ではないこと。</li> </ul>	
③ 事業費	予算の範囲内	
④ 補助率	<p>【継続】当初保険料（兵庫六甲農業協同組合が徴収する事務費を除く）から還付金を相殺した額の40%を上限 ※同一農業用ため池の場合、継続加入に対する補助は2度を上限とする。</p>	
⑤-1	補助金規則第5条第2項の(3)に該当する書類（申請書に添付する追加書類） ・補助金額の根拠がわかる資料	
-2	補助金規則第5条第4項に該当する書類（申請書に省略することができる添付書類） 様式11号の4～7	
⑥-1	補助金規則第15条第1項の(3)に該当する書類（実績報告に添付する追加書類） 補助事業の実施状況が分かる書類として ・保険料の支払額がわかる資料 ・補助対象ため池がわかる資料	
-2	補助金規則第15条第2項に該当する書類（実績報告に省略することができる添付書類） 様式第15号～21号	
⑦ 関連法令等	農業用ため池管理者賠償責任保険加入促進事業実施要領	
⑧ 特記事項	事業対象者は②に掲げるため池管理者であるが、本事業の実施主体は「兵庫六甲農業協同組合」とし、その事業スキームは実施要領別記1に掲げるとおりとする。	

## 農業用ため池管理者賠償責任保険加入促進事業実施要領

### 第1 事業の目的

農業用ため池管理者賠償責任保険（以下「ため池保険」という）の継続加入を行うため池管理者を支援する。

### 第2 事業対象者

ため池保険の継続加入を行うため池管理者とする。ただし、以下に掲げる事項を要件とする。

- ・「農業用ため池の管理及び保全に関する法律」第4条及び附則第2条に基づく、ため池届が提出された農業用ため池の管理者であること。
- ・市内に受益がある農業用ため池の管理者であること。
- ・ため池保険に再加入を行うため池の管理者ではないこと。

### 第3 事業内容

ため池保険の継続加入にかかる保険料を補助する。

### 第4 事業実施主体

事業実施主体は兵庫六甲農業協同組合とし、別記1に掲げる事業スキームのとおり実施する。

### 第5 補助率

補助率は、次のとおりとする。

【継続】当初保険料（兵庫六甲農業協同組合が徴収する事務費を除く）から還付金を相殺した額の40%を上限

※同一農業用ため池の場合、継続加入に対する補助は2度を上限とする。

### 第6 手続き

事業実施主体は、神戸市補助金等の交付に関する規則及び経済観光局農政関係所管補助金等の交付に関する要綱に準じ、補助金交付申請等の手続きを行うこととする。

### 第7 その他

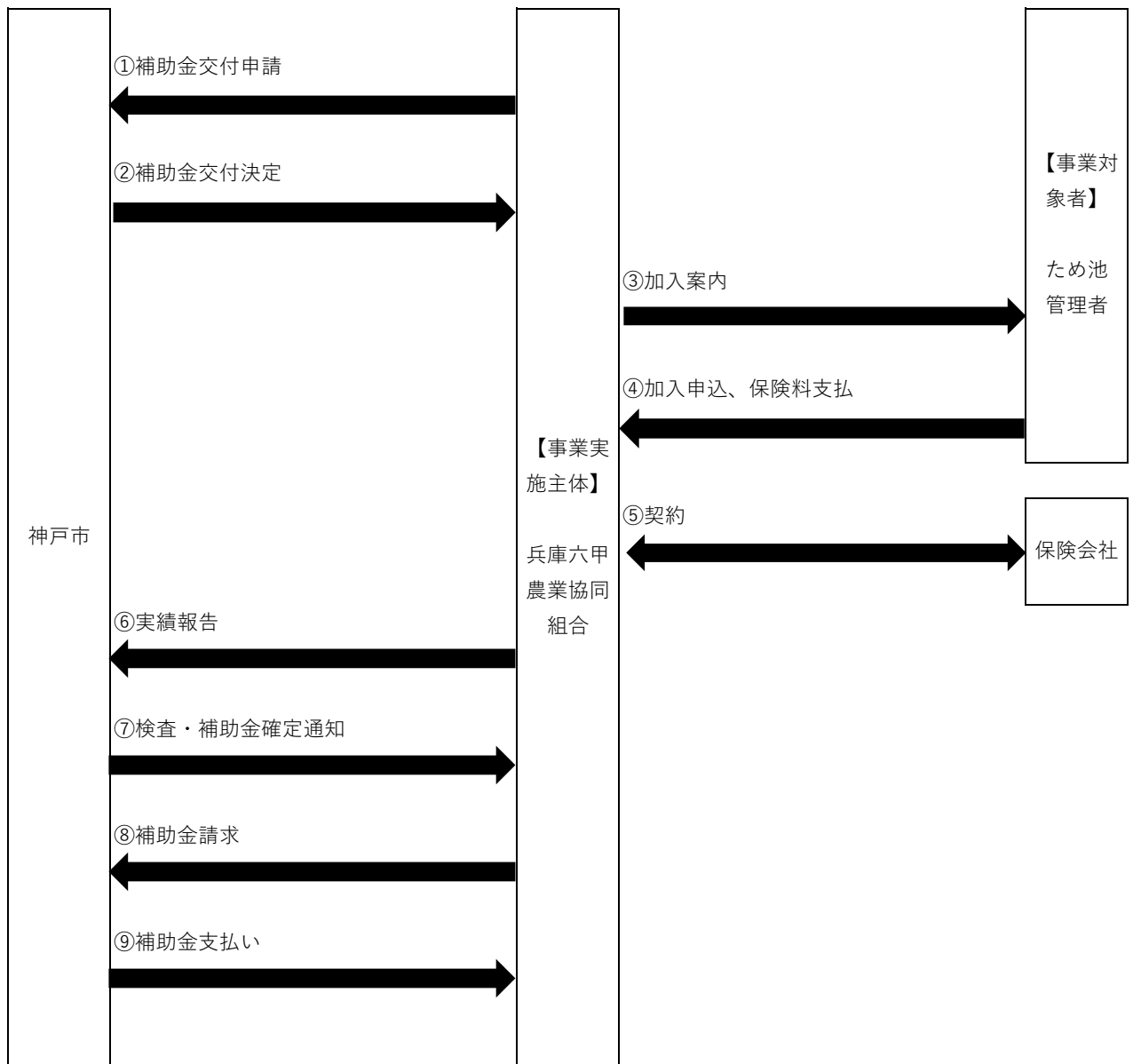
この要領に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、適宜経済観光局局长（農政担当）が別に定めることとする。

附則 この要領は、令和3年12月22日より施行する。

附則 この要領は、令和5年4月1日より施行する。

附則 この要領は、令和6年4月1日より施行する。

(別記1) 農業用ため池管理者賠償責任保険加入促進事業 事業スキーム



別表 1 (個票)

事業コード	事業名：農道舗装推進助成	所管課
06-09		農政計画課
① 事業内容	<p>農業生産基盤としての農道の利便性を向上させ、農業生産環境のさらなる改善に資することを目的に、底地が公有地でない未舗装の農道のうち、農地や基幹的な農業用施設の管理に必要な次の路線の舗装新設に係る経費の一部を助成する。</p> <p>(1) 重要な農業用施設（ため池・農業用倉庫・集荷場など（個人所有除く））へのアクセス道路</p> <p>(2) 連坦する農地（受益農家2戸以上）への接続道路</p>	
② 事業対象者	土地改良区 等	
③ 事業費	予算の範囲内	
④ 補助率	対象事業費の40%	
⑤	<p>-1 補助金規則第5条第2項の(3)に該当する書類（申請書に添付する追加書類）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の施行に関する決議書又は同意書の写し及び議決等の証明</li> <li>・事業費のわかる資料（見積書など）</li> </ul> <p>-2 補助金規則第5条第4項に該当する書類（申請書に省略することができる添付書類） 様式第2号の4～7</p>	
⑥	<p>-1 補助金規則第15条第1項の(3)に該当する書類（実績報告に添付する追加書類） 補助事業の実施状況が分かる書類として</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・請負（委託）契約書や請求書など事業費総額の分かる資料</li> <li>・請負（委託）業者を選定した際の入札結果表や見積合わせ結果表などの資料</li> </ul> <p>-2 補助金規則第15条第2項に該当する書類（実績報告に省略することができる添付書類） 様式第7号～13号</p>	
⑦ 関連法令等	なし	
⑧ 特記事項	<p>舗装は、下記に示す構造を満足すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・舗装幅員：有効幅員1.5m（参考：標準は1.8m）</li> <li>・舗装構成：アスファルト舗装4cm、路盤10cm</li> </ul>	

別表 1 (個票)

事業コード	事業名：	所管課
06-10	産地生産基盤パワーアップ事業	農水産課 西・北農業振興センター
①事業内容	地域一丸となって低コスト化や収益力強化に取り組む産地に対し、農業機械等のリース導入、果樹の改植、そして集出荷施設の整備などの取組みを支援します。	
②事業対象者	神戸市農業活性化協議会が策定する「産地パワーアップ計画」に位置付けられた農業者（個人、団体）等 （詳細は産地生産基盤パワーアップ事業費補助金交付等要綱別表 1 又は 2 参照）	
③事業費 （補助金額）	下記補助率に加え、産地生産基盤パワーアップ事業費補助金交付等要綱において別途上限事業費が定められている。	
④補助率	50%以内 （詳細は産地生産基盤パワーアップ事業費補助金交付等要綱別表 1 又は 2 参照） ただし、⑧特記事項に定める条件を満たし、特に市が認める場合のみ、市は、国・県の補助額と合わせた金額が事業費の3分の2以内となるよう補助できるものとする。なお、随伴補助額は市の予算の範囲内とする。	
⑤-1 補助金規則第 5 条第 2 項の(3)に該当する書類（申請書に添付する追加書類）	取組主体事業計画書（産地生産基盤パワーアップ事業費補助金交付等要綱第 10 の 4 関係）等	
-2 補助金規則第 5 条第 4 項に該当する書類（申請書に省略することができる添付書類）	様式第 2 号	
⑥-1 補助金規則第 15 条第 1 項の(3)に該当する書類(実績報告に添付する追加書類)		
-2 補助金規則第 15 条第 2 項に該当する書類（実績報告に省略することができる添付書類）	様式第 7 号～第 13 号，様式第 19 号	
⑦関連法令等	(1) 産地生産基盤パワーアップ事業費補助金交付等要綱 (2) 産地生産基盤パワーアップ事業事務処理要領	
⑧特記事項	市が随伴する際の条件は以下のとおりとする。 1 事業主体が農業者団体であること。 2 事業対象施設が共同集出荷施設であること。 3 対象作物が園芸作物（花き・野菜・果樹）であること。 4 公共事業による移転に伴う再整備など、市が特に認めるものであること。	

別表 1 (個票)

事業コード	事業名：	所管課
06-11	県指定産地整備事業	農水産課 西・北農業振興センター
①事業内容	<p>1. 補助対象施設等 次に掲げる機械施設を整備する場合に必要な経費について補助を行う。</p> <p>(1) かんがい排水施設 (2) 生産管理用機械 (3) 生産管理用施設 (4) 集出荷用機械施設 (5) (3)び(4)の附帯施設 (6) 特認施設</p> <p>2. 事業要件 次に掲げる全ての要件を満たすこと。</p> <p>(1) 事業対象野菜が、県指定産地指定事業における振興品目、準振興品目として登録された品目であること。 (2) 園芸用ハウスの整備にあつては使用済プラスチックの回収による適正処理の実施が確実と見込まれる産地であること。 (3) 対象野菜1品目当たりの年間出荷数量の県内出荷率が80%以上であること。 (4) 兵庫県認証食品として認証されている若しくは認証されることが確実であること。</p>	
②事業対象者	<p>(1) 農業協同組合 (2) 次に掲げる要件をすべて備えた農業者で組織する団体 ア. 代表者の定めがあること。 イ. 組織戸数は3戸以上であること。 ウ. 組織及び運営に関する規約があること。 (3) 農業法人(3戸以上で組織される法人、又は、年間150日以上農業に従事する者を3名以上雇用している法人)</p>	
③事業費	予算の範囲内	
④補助率	総事業費の1/3以内	
⑤-1 補助金規則第5条第2項の(3)に該当する書類(申請書に添付する追加書類)	県指定産地整備事業実施計画書{野菜産地育成推進事業実施要領第3の2関係(様式第8号)}、見積書、図面、位置図等	
-2 補助金規則第5条第4項に該当する書類(申請書に省略することができる添付書類)	様式第2号	
⑥-1 補助金規則第15条第1項の(3)に該当する書類(実績報告に添付する追加書類)	出来高設計書等 事業費を支払ったことを証明する書類の写し	
-2 補助金規則第15条第2項に該当する書類(実績報告に省略することができる添付書類)	様式第7号～第13号	
⑦関連法令等	野菜産地育成推進要綱、野菜産地育成推進事業実施要領	
⑧特記事項	本事業実施の取扱いについては、本票に定めるものの他、野菜産地育成推進要綱に基づく。	



別表 1 (個票)

事業コード	事業名：	所管課
06-12	ひょうご施設園芸産地競争力強化対策事業	農水産課 西・北農業振興センター
①事業内容	<p>1. 事業対象施設等 次に掲げる機械施設を整備する場合に必要な経費について補助を行う。</p> <p>(1) 園芸用ハウス施設</p> <p>(2) (1)の附帯施設・機械（播種機、移植機、収穫機、鮮度保持包装機、予冷库等） ※ただし、(1)と同時に整備するときのみ対象とし、通い容器等の消耗品的な資材導入は対象外とする。</p> <p>2. 事業要件</p> <p>(1)次に掲げる全ての要件を満たすこと若しくは取組が確実と見込まれること。</p> <p>ア. 整備する園芸用ハウス施設の面積が概ね1,000㎡以上であること。</p> <p>イ. 環境創造型農業（※1）に取り組むこと。</p> <p>ウ. 国が定める国際水準GAP（※2）に取り組むこと</p> <p>エ. 使用済プラスチックの回収による適正処理を行うこと。</p> <p>オ. 事業主体を含む産地全体での施設園芸推進について検討する場が設置されていること。</p> <p>※1 環境創造型農業：有機質資材の施用による「土づくり技術」を基本に、化学的に合成された肥料及び農薬に過度に依存しない「化学肥料低減技術」と「化学合成農薬低減技術」を加えた3技術を同時に導入する持続的な農業生産方式（ただし土耕栽培の場合）</p> <p>※2 国際水準GAP：国が策定した「食品安全」「環境保全」「労働安全」「人権擁護」「農業経営管理」の5分野を含むGAP</p> <p>(2)品目ごとに設定する県が開発又は推奨する技術等（⑧特記事項参照）のいずれかひとつ以上を導入すること。</p> <p>(3)事業内容が「強い農業づくり総合支援交付金」「産地生産基盤パワーアップ事業」の対象事業となる場合は、上記事項ではなく別途国が定める実施基準に従うこと</p>	
②事業対象者	<p>(1) 農業協同組合</p> <p>(2) 農業法人 （3戸以上で組織される法人、又は、年間150日以上農業に従事する者を3名以上雇用している法人）</p> <p>(3) 次に掲げる要件をすべて備えた農業者で組織する団体</p> <p>ア. 代表者の定めがあること。</p> <p>イ. 組織戸数は3戸以上であること。</p> <p>ウ. 組織及び運営に関する規約があること。</p>	
③事業費	予算の範囲内	
④補助率	総事業費の1/3以内	
⑤-1 補助金規則第5条第2項の(3)に該当する書類（申請書に添付する追加書類） 見積書、図面、位置図等		
-2 補助金規則第5条第4項に該当する書類（申請書に省略することができる添付書類） 様式第2号の4～7		
⑥-1 補助金規則第15条第1項の(3)に該当する書類（実績報告に添付する追加書類） 出来高設計書等 事業費を支払ったことを証明する書類の写し		
-2 補助金規則第15条第2項に該当する書類（実績報告に省略することができる添付書類） 様式第7号～第10号、第12号～13号		

⑦関連法令等

ひょうご施設園芸産地競争力強化対策事業実施要領

⑧特記事項

- ・本事業実施の取扱いについては、本票に定めるものの他、ひょうご施設園芸産地競争力強化対策事業実施要領に基づく。
- ・事業対象となる園芸用ハウス施設及び機械等は別表（個票）1－1を基準とする。
- ・県が開発又は推奨する技術等は、別表（個票）1－2に定める。

別表（個票） 1－1（ひょうご施設園芸産地競争力強化対策事業）

事業の内容	工種又は施設区分 (構造・企画・能力等)	事業量 単位	備考
1. 園芸用ハウス施設	園芸用ハウス施設	㎡	(1) 補助対象とする施設の整備に必要な設置経費は、補助対象経費に含めることができる。
2. 1の附帯施設・機械	播種機 移植機 収穫機 鮮度保持包装機 予冷庫  ※上記以外で、安定的生産体制の確立や農産物の高品質化に必要な施設・機械等	台 台 台 基 基	(1) 園芸用ハウス施設と同時に整備するときのみ対象とする。  (2) 通い容器等の消耗品的な資材導入は対象外

別表（個票） 1－2（ひょうご施設園芸産地競争力強化対策事業）

県が開発又は推奨する技術等

品 目	内 容
全品目共通	環境制御技術（※1） 例：複合環境制御機器、ヒートポンプ冷暖房、細霧冷房、 パット&ファン冷房、苗テラス（閉鎖型育苗装置）、CO2 施用機、加温機等
いちご	光防除技術（UV-B 等）
	新品種いちご（「あまクイーン」「紅クイーン」）
	兵庫方式高設栽培システム
	兵庫方式底面給水システム
葉物野菜	鮮度保持包装出荷
	自動収穫機（※2）

※1 環境制御技術とは、温度、湿度、CO2、光、風等を観測し、そのデータに基づき環境を制御する技術

※2 収益を伴わない場合、共同利用を可とする

注) 上記以外の技術等を導入する際は、県要領第3に基づき事業実施計画の承認申請に特認協議書（様式2号）を添付すること。

別表 1 (個票)

事業コード	事業名：	所管課
06-13	元気な農業づくり推進対策 (産地競争力強化総合対策事業・果樹)	農水産課
①事業内容	<p>農産物の高品質化・高付加価値化，低コスト化等，産地競争力の強化を図るため，農業者の組織する団体等が行う生産対策を補助することにより，多様化・高度化した消費者・実需者ニーズに則した農業生産を推進する。</p> <p>1 対象事業</p> <p>(1) 協議会の開催 (2) 行動計画の作成 (3) 調査の実施 (4) 実証・試験の実施 (5) 技術の普及 (6) 担い手育成活動 (7) 啓発活動</p> <p>2 実施基準</p> <p>(1) 受益農家が3戸以上であること (2) 兵庫県「元気な農業づくり推進対策実施要領」別表に定める実施基準を満たしていること</p>	
②事業対象者	市町、全国農業協同組合連合会兵庫県本部、農業協同組合、農業を営む法人、農業者の組織する団体、兵庫県農業協同組合中央会、知事が特別に認める団体	
③事業費	予算の範囲内	
④補助率	対象事業費の1/2以内	
⑤-1 補助金規則第5条第2項の(3)に該当する書類 (申請書に添付する追加書類)	元気な農業づくり推進対策実施要領に定める計画書，事業実施団体の定款・規約等	
-2 補助金規則第5条第4項に該当する書類 (申請書に省略することができる添付書類)	様式第2号の2，4～7	
⑥-1 補助金規則第15条第1項の(3)に該当する書類 (実績報告に添付する追加書類)	納品書・請求書または事業費を支払ったことを証明する書類の写し，事業の記録 (写真等)	
-2 補助金規則第15条第2項に該当する書類 (実績報告に省略することができる添付書類)	様式第7号～第13号，様式第19号	
⑦関連法令等	<p>元気な農業づくり推進対策実施要領</p> <p>(兵庫県 平成21年3月25日付畜第2293号兵庫県農政環境部通知)</p>	
⑧特記事項	対象事業・実施基準等は，兵庫県「元気な農業づくり推進対策実施要領」別表に定めるとおりとする。	

別表 1 (個票)

事業コード	事業名：	所管課
06-14	元気な農業づくり推進対策 (産地競争力強化総合対策事業・花き)	農水産課
①事業内容	<p>農産物の高品質化・高付加価値化, 低コスト化等, 産地競争力の強化を図るため, 農業者の組織する団体等が行う生産対策を補助することにより, 多様化・高度化した消費者・実需者ニーズに則した農業生産を推進する。</p> <p>1 対象事業</p> <p>(1) 協議会の開催 (2) 行動計画の作成 (3) 調査の実施 (4) 実証・試験の実施 (5) 技術の普及 (6) 担い手育成活動 (7) 啓発活動</p> <p>2 実施基準</p> <p>(1) 受益農家が3戸以上であること (2) 兵庫県「元気な農業づくり推進対策実施要領」別表に定める実施基準を満たしていること</p>	
②事業対象者	市町、全国農業協同組合連合会兵庫県本部、農業協同組合、農業を営む法人、農業者の組織する団体、兵庫県農業協同組合中央会、知事が特別に認める団体	
③事業費	予算の範囲内	
④補助率	対象事業費の1/2以内	
⑤-1	補助金規則第5条第2項の(3)に該当する書類(申請書に添付する追加書類) 事業実施団体の定款・規約等	
-2	補助金規則第5条第4項に該当する書類(申請書に省略することができる添付書類) 様式第2号の4～7	
⑥-1	補助金規則第15条第1項の(3)に該当する書類(実績報告に添付する追加書類) 納品書・請求書または事業費を支払ったことを証明する書類の写し, 事業の記録(写真等)	
-2	補助金規則第15条第2項に該当する書類(実績報告に省略することができる添付書類) 様式第7号～第13号	
⑦関連法令等	<p>元気な農業づくり推進対策実施要領</p> <p>(兵庫県 平成21年3月25日付畜第2293号兵庫県農政環境部通知)</p>	
⑧特記事項	対象事業・実施基準等は, 兵庫県「元気な農業づくり推進対策実施要領」別表に定めるとおりとする。	

別表 1 (個票)

事業コード	事業名：	所管課
06-15	ひょうごの花づくり推進事業 (高品質等生産施設等整備事業)	農水産課
①事業内容	<p>消費者ニーズに対応した花き生産を推進するため、高品質、多収生産、省力化、低コスト、環境負荷軽減等の技術導入に必要な機械・設備の整備を支援する。</p> <p>1 事業内容 次に掲げる機械・施設等を整備する場合に必要な経費について補助を行う。</p> <p>(1) 共同利用施設 (2) 共同利用機械</p> <p>2 事業要件 次に掲げる全ての要件を満たす地区であること。</p> <p>(1) 対象品目の栽培面積が原則として0.1ha以上5ha未満であること (2) 事業実施計画に掲げる達成目標(兵庫県「ひょうごの花づくり推進事業(高品質等生産施設整備事業)実施要領」別表に基づく)が適正と見込まれること</p>	
②事業対象者	<p>1 農業協同組合 2 営農集団</p> <p>なお、営農集団とは、3戸以上の農家等で組織され、組織及び運営に関する規約があり、その中で代表者の定めがある団体とする。また、営農集団が事業実施主体となる場合には、当該事業実施主体は、事業実施並びに会計手続、事後管理を適正に行い得る体制を有していなければならない。</p>	
③事業費	予算の範囲内	
④補助率	<p>総事業費の3分の1以内</p> <p>ただし、⑧特記事項に定める条件を満たし、特に市が認める場合のみ、市は、国・県の補助額と合わせた金額が事業費の3分の2以内となるよう補助できるものとする。なお、随伴補助額は市の予算の範囲内とする。</p>	
⑤-1 補助金規則第5条第2項の(3)に該当する書類(申請書に添付する追加書類)	見積書・設計書等、設備・機械管理運営規程、規約等	
-2 補助金規則第5条第4項に該当する書類(申請書に省略することができる添付書類)	様式第2号の4～7	
⑥-1 補助金規則第15条第1項の(3)に該当する書類(実績報告に添付する追加書類)	出来高設計書、財産管理台帳、完成写真、事業費を支払ったことを証明する書類の写し等	
-2 補助金規則第15条第2項に該当する書類(実績報告に省略することができる添付書類)	様式第7号～第10号、第12号～第13号	
⑦関連法令等	ひょうごの花づくり推進事業(高品質等生産施設整備事業)実施要領(兵庫県 平成23年4月1日付農園第1056号)	
⑧特記事項	・本事業実施の取扱いについては、本票に定めるものの他、ひょうごの花づくり推進事業(高品質等生産施設整備事業)実施要領(兵庫県 平成23年4月1日付農園第1056号)	

質等生産施設整備事業) 実施要領に基づく。

- ・事業対象となる施設・機械及び達成目標については、兵庫県の定める「ひょうごの花づくり推進事業（高品質等生産施設整備事業）実施要領」別表の基準に基づくものとする。
- ・市が随伴する際の条件は以下のとおりとする。
  - 1 事業主体が農業者団体であること。
  - 2 事業対象施設が共同集出荷施設であること。
  - 3 対象作物が園芸作物（花き・野菜・果樹）であること。
  - 4 公共事業による移転に伴う再整備など、市が特に認めるものであること。



別表 1 (個票)

事業コード	事業名：	所管課
06-16	神戸産ワイン専用ブドウ生産支援事業	農水産課
①事業内容	<p>(1) 試験研究費 (種苗の導入、研究機関への委託、分析診断費等)</p> <p>(2) 事例調査費 (先進地の調査等)</p> <p>(3) 技術習得費 (専門家への謝礼、研修費等)</p> <p>(4) 設備導入費 (農機具、簡易な設備、農業資材の導入費等)</p> <p>※ただし、旅費、宿泊費、飲食費、直接人件費、その他市長が適切でないと認める経費は除く。</p>	
②事業対象者	<p>次に掲げる要件をすべて満たすもの又は特に市長が認めるものとする。</p> <p>(1) 神戸市内でワイン専用ブドウを生産している農業者が加入する法人、または複数の法人で構成される協議会・任意団体等。</p> <p>(2) 神戸市内で醸造されるワインの原材料として生産したワイン専用ブドウを提供していること。</p>	
③事業費	予算の範囲内	
④補助率	事業の 50%以内	
⑤-1 補助金規則第 5 条第 2 項の(3)に該当する書類 (申請書に添付する追加書類)	神戸産ワイン専用ブドウ生産支援事業実施要領 別紙様式第 1～4 号	
-2 補助金規則第 5 条第 4 項に該当する書類 (申請書に省略することができる添付書類)	様式第 2 号	
⑥-1 補助金規則第 15 条第 1 項の(3)に該当する書類 (実績報告に添付する追加書類)		
-2 補助金規則第 15 条第 2 項に該当する書類 (実績報告に省略することができる添付書類)	様式第 7～13、19 号	
⑦関連法令等	神戸産ワイン専用ブドウ生産支援事業実施要領	
⑧特記事項		

別表 1 (個票)

事業コード	事業名：	所管課
06-17	新たな戦略的拡大品目推進事業	農水産課
①事業内容	<p>戦略的拡大品目の生産拡大・品質向上・ブランド化に資する事業のうち、次に掲げる経費を補助する。</p> <p>(1) 設備導入費：生産拡大や品質向上に資する資材及び設備の導入にかかる経費（支柱、被覆資材等の農業資材、灌水設備等の農業設備）</p> <p>(2) 販路開拓費：ブランド化など新たな販路開拓に要する経費（外箱、梱包、ロゴ、出展料等）</p> <p>(3) 試験調査費：栽培や輸送、加工などに関する新たな取組みの試験や調査、研修にかかる経費（品種導入、輸出試験、専門家への謝礼等）</p> <p>(4) 苗木導入費：生産拡大、品質向上を図るための更新、及び耐病性品種、または新品種の導入に伴う苗木購入の費用（同一品種での更新の場合には、早期成園化を図るための栽培法の変更や面積の拡大により、苗木本数が5%以上増加する場合に限る）</p> <p>ただし、旅費、宿泊費、飲食費、直接人件費など市長が適切でないとする経費は対象外とする。</p>	
②事業対象者	<p>補助金交付を受けることができる者（以下、「事業実施主体」という。）は、次に掲げる要件を全て満たすもの又は特に市長が認めるものとする。</p> <p>(1) 神戸市内に住所を有し、戦略的拡大品目の生産に携わっている農業者団体とする。ただし、「農業者団体」とは、3名以上の農業者で構成され、代表者その他の事項について定めた定款または規約を有する組織であることとする。</p> <p>(2) 次に掲げる成果目標から1つを選択し、達成することが見込まれること。</p> <p>[成果目標]</p> <p>(1) 実施年度の翌年度から3年以内に、戦略的拡大品目の生産量又は出荷量の5%以上の増加</p> <p>(2) 実施年度の翌年度から3年以内に、戦略的拡大品目の作付面積の5%以上の増加</p> <p>(3) 実施年度の翌年度から3年以内に、生産者（団体員数）を10%以上、または3人以上の増加。</p>	
③事業費	予算の範囲内	
④補助率	<p>総事業費の50%以内（千円未満の端数は切り捨て）</p> <p>(1 事業主体あたり上限1,000千円、最低総事業費200千円)</p>	
⑤-1	補助金規則第5条第2項の(3)に該当する書類（申請書に添付する追加書類） 新たな戦略的拡大品目推進事業実施要領 第1号、第2号	
-2	補助金規則第5条第4項に該当する書類（申請書に省略することができる添付書類） 様式第1号、2号、3号 （申請様式については、「新たな戦略的拡大品目推進事業実施要領」にて定める）	
⑥-1	補助金規則第15条第1項の(3)に該当する書類（実績報告に添付する追加書類） 納品書、または事業費を支払ったことを証明する書類の写し	
-2	補助金規則第15条第2項に該当する書類（実績報告に省略することができる添付書類） 様式第7号～第10号、第12号～13号	
⑦	関連法令等	
⑧	特記事項 本事業実施の取扱については、新たな戦略的拡大品目推進事業実施要領に基づく。	

別表 1 (個票)

事業コード	事業名：	所管課
06-18	こうべ再生リン配合肥料利用促進事業	農水産課
① 事業内容	<p>農業における地域資源循環の推進を図るため、下水処理の過程で回収されたリン（こうべ再生リン）を配合した肥料の利用促進を支援する。</p> <p>次に掲げる経費を補助対象とする。</p> <p>(1) 「肥料の品質の確保等に関する法律」に基づき、登録を受けたこうべ再生リン配合肥料及び指定混合肥料として届出されたこうべ再生リン配合肥料の肥料本体代</p> <p>(2) 上記(1)の補助金を支払うために必要な振込手数料</p>	
② 事業対象者	<p>次に掲げる要件を満たすものを事業の対象とする。</p> <p>神戸市内に住所を有し出荷販売をしている農業者（法人を含む）・集落営農組織および神戸市内に経営している農地があり、市内に出荷販売している農業者（法人を含む）。ただし、こうべ再生リン配合肥料を利用した品目を第三者に販売した場合に限る。</p>	
③ 事業実施主体	兵庫六甲協同組合	
④ 事業費	予算の範囲内	
⑤ 補助率	<p>補助率及び補助金額は下記のとおりとし、予算の範囲内で補助する。</p> <p>(1) ①「こうべハーベスト 10-6-6-2」については、事業対象者の園芸作物の作付面積 10a あたり 4 袋（春夏作）および 6 袋（秋冬作）相当額を補助対象の上限とし、事業実施主体に申し込みをし、令和 6 年度に利用したものを補助対象とする。ただし、同一圃場において春夏作と秋冬作を購入する場合、補助袋数は春夏作と秋冬作の合計で 10a あたり 6 袋を上限とする。また、実績額が予算額を超える場合は、予算の範囲内で調整する。</p> <p>②「こうべハーベスト水稲一発型」については、学校給食用に出荷するきぬむすめの令和 6 年産の栽培のために使用されたものを補助対象とし、事業対象者のきぬむすめの作付面積 10a あたり 2 袋相当額を補助対象の上限とする。ただし、実績額が予算額を超える場合は、予算の範囲内で調整する。</p> <p>③「こうべハーベスト山田錦用水稲一発型」については、山田錦の令和 6 年産の栽培のために使用されたものを補助対象とし、事業対象者の山田錦の作付面積 10a あたり 1.25 袋相当額を補助対象の上限とする。ただし、実績額が予算額を超える場合は、予算の範囲内で調整する。</p> <p>⑥ 上記以外のこうべ再生リン配合肥料の補助上限については、経済観光局局长（農政担当）が別に定める。</p> <p>⑤補助対象の上限袋数について、端数が生じた場合は、切り上げとする。</p> <p>(2) 事業に要する経費を上限とする。</p>	
⑤-1 補助金規則第 5 条第 2 項の(3)に該当する書類（申請書に添付する追加書類）		
-2 補助金規則第 5 条第 4 項に該当する書類（申請書に省略することができる添付書類） 様式第 2 号		
⑥-1 補助金規則第 15 条第 1 項の(3)に該当する書類(実績報告に添付する追加書類)		

-2 補助金規則第 15 条第 2 項に該当する書類（実績報告に省略することができる添付書類）  
様式第 7 号～第 13 号

⑦関連法令等

こうべ再生リン配合肥料利用促進事業実施要領

⑧特記事項

別表 1 (個票)

事業コード	事業名：	所管課
06-19	「BE KOBE 農産物」地域資源循環・環境保全 促進事業	農水産課
①事業内容	次に掲げる機械・資材等の導入に係る経費の一部を補助する。 (1) 地域資源循環・環境保全に配慮した農業の推進に資する機械・資材等 (管理機用マルチャー・生分解性マルチ等) (2) 「BE KOBE 農産物」の認知度向上に資する出荷・PR 資材等 (結束テー プ・出荷袋等)	
②事業対象者	次に掲げる要件を全て満たすもの。 (1) 神戸市内に住所を有する農業者 (法人、農業者団体を含む) または神 戸市内の農地で営農する農業者 (法人、農業者団体を含む) であって、 かつ、「BE KOBE 農産物運用規程」に基づき市に届出され、受理された者 とする。ただし、本要領における「農業者団体」とは、代表者その他の 事項について定めた定款または規約を有する組織であることとする (2) 補助の対象品目については、「BE KOBE 農産物運用規程」に基づき市に 届出し、市が受理した野菜 (国の生産・出荷の統計で指定されているも の)、果樹、花卉 (苗木を含む)、米、麦、雑穀とする。 (3) 以下の成果目標を達成することが見込まれること。 [成果目標] (1) ①の(1)の機械・資材等については、以下のいずれかを満たすこと。 ア. 導入する機械・資材等を原則 10 日間/年以上使用すること イ. 導入する機械・資材等の普及・啓発に取り組むこと。 ウ. 事業実施主体が管理する農地 (作業受託を含む) の 1 割以上にお いて、導入する機械等を事業実施年度内から使用すること。 (2) ①の(2)の資材等については、以下を満たすこと。 ア. 消費者に対する「BE KOBE 農産物」の認知度向上につながる取組 み (イベント参加、販売店舗等でのキャンペーン等) を 2 回以上 実施する。	
③事業費	予算の範囲内	
④補助率	総事業費の 80%を上限とする。(千円未満の端数は切り捨て) 補助金額は原則として 1 事業あたり 25 万円を上限とする。ただし、事業 実施主体が第 3 条の要件を満たす農業者団体である場合は 100 万円を上 限とする。また、複数の農業者団体により構成される連合体であり、かつ、 その事業内容が当該事業の目的を達成するために著しく効果があると認 められる場合は、1 事業あたり 200 万円を上限に、予算の範囲内で補助金 を交付することができる。	
⑤-1 補助金規則第 5 条第 2 項の(3)に該当する書類 (申請書に添付する追加書類)	「BE KOBE 農産物」地域資源循環・環境保全促進事業実施要領」に定める申請書類	
-2 補助金規則第 5 条第 4 項に該当する書類 (申請書に省略することができる添付書類)	様式第 2～3 号 (申請様式については、「BE KOBE 農産物」地域資源循環・環境保全促進事業実施要領」 にて定める)	
⑥-1 補助金規則第 15 条第 1 項の(3)に該当する書類(実績報告に添付する追加書類)	納品書、または事業費を支払ったことを証明する書類の写し	
-2 補助金規則第 15 条第 2 項に該当する書類 (実績報告に省略することができる添付書類)	様式第 7 号～第 10 号、第 12 号～13 号	
⑦関連法令等		

⑧特記事項

本事業実施の取扱については、「BE KOBE 農産物」地域資源循環・環境保全促進事業実施要領に基づく。

別表 1 (個票)

事業コード 06-20	事業名： 農地利用効率化等支援交付金 (融資主体支援タイプ)  〔国事業〕	所管課 西・北農業振興センター
① 事業内容	農地利用効率化等支援交付金実施要綱に定めるとおり	
② 事業対象者	農地利用効率化等支援交付金実施要綱に定めるとおり	
③ 事業費 (補助金額)	農地利用効率化等支援交付金実施要綱に定めるとおり	
④ 補助率	農地利用効率化等支援交付金実施要綱に定めるとおり 【但し、⑧特記事項欄に掲げる条件を満たす場合は、事業費の20%以内を市より上乗せ助成する】	
⑤ -1 補助金規則第5条第2項の(3)に該当する書類 (申請書に添付する追加書類)	農地利用効率化等支援交付金実施要綱に定める支援計画	
-2 補助金規則第5条第4項に該当する書類 (申請書に省略することができる添付書類)	様式第2号	
⑥-1 補助金規則第15条第1項の(3)に該当する書類(実績報告に添付する追加書類)	融資金額がわかる書類 (融資決定通知書等)	
-2 補助金規則第15条第2項に該当する書類 (実績報告に省略することができる添付書類)	様式第7号～第13号, 様式第19号	
⑦ 関連法令等	農地利用効率化等支援交付金実施要綱	
⑧ 特記事項	事業対象者、事業費、実施基準等は、農林水産省「農地利用効率化等支援交付金実施要綱」に定めるとおりとする。 導入する農業機械等の規模については、兵庫県が定める農業機械導入ガイドラインを参照すること。 【市が上乗せ助成を実施する要件】 広域集落営農法人、3年以内に法人化した集落営農法人又は実施年度内に法人化することが確実と見込まれる集落営農組織	

別表 1 (個票)

事業コード	事業名：	所管課
06-21	神戸産米生産拡大支援事業	西・北農業振興センター
① 事業内容	学校給食用米等の作付け拡大による担い手の安定した販路確保や稲作経営の効率化を推進するため、兵庫六甲農業協同組合（以下「事業者」という。）が学校給食用米等出荷者に対して交付する交付金に対して補助する。また、耕作放棄地の減少を図るため、休耕田で学校給食用米等を作付けた場合等に交付金を上乗せする。	
② 事業対象者	補助金の交付対象者は事業者であり、事業者は下記要件をすべて満たす者（以下「生産者」という。）に交付金を交付する。 (1) 事業者との間で学校給食用米等を 136 袋以上契約していること。契約品種は、きぬむすめ、ヒノヒカリ、キヌヒカリとする。	
③ 事業費	予算の範囲内	
④ 補助率	次に掲げる額の 1/2 を限度とする。なお、事業者は補助金の同額以上を上乗せして生産者に交付する。  (1) 玄米 1 袋 (30 キログラム) あたり 250 円 ただし、交付対象の上限を作付面積 10 アールあたり 17 袋 (510 キログラム) とする。  (2) 休耕田への作付 1 アールあたり 1,000 円 休耕田は、過去 2 年間作付けがない水田とする。	
⑤	-1 補助金規則第 5 条第 2 項の(3)に該当する書類（申請書に添付する追加書類） ・学校給食用米等出荷契約書の写し、要件達成確認資料	
	-2 補助金規則第 5 条第 4 項に該当する書類（申請書に省略することができる添付書類） ・様式第 11 号の 3～7、様式第 28 号	
⑥	-1 補助金規則第 15 条第 1 項の(3)に該当する書類(実績報告に添付する追加書類) ・出荷数が確認できる資料、事業者から生産者へ交付済みの交付金額が確認できる資料	
	-2 補助金規則第 15 条第 2 項に該当する書類（実績報告に省略することができる添付書類） ・様式第 15 号～第 21 号、様式第 26 号	
⑦ 関連法令等		
⑧ 特記事項		



別表 1 (個票)

事業コード	事業名：	所管課
06-22	農業経営スマート化促進事業〔県事業〕	西・北農業振興センター
①事業内容	農業経営スマート化促進事業実施要領に定めるとおり	
②事業対象者	農業経営スマート化促進事業実施要領に定めるとおり	
③ 事業費	農業経営スマート化促進事業実施要領に定めるとおり	
④ 補助率	農業経営スマート化促進事業実施要領に定めるとおり 【但し、⑧特記事項欄に掲げる条件を満たす場合は、事業費の20%以内を市より上乗せ助成する】	
⑤	-1 補助金規則第5条第2項の(3)に該当する書類（申請書に添付する追加書類） 農業経営スマート化促進事業実施要領に定める事業計画書	
	-2 補助金規則第5条第4項に該当する書類（申請書に省略することができる添付書類） 様式第2号の3～7	
⑥	-1 補助金規則第15条第1項の(3)に該当する書類(実績報告に添付する追加書類)	
	-2 補助金規則第15条第2項に該当する書類（実績報告に省略することができる添付書類） 様式第7号～第13号	
⑦ 関連法令等	農業経営スマート化促進事業実施要領	
⑧ 特記事項	<p>事業対象者、事業費、実施基準等は、兵庫県「農業経営スマート化促進事業実施要領」に定めるとおりとする。</p> <p>導入する農業機械等の規模については、兵庫県が定める農業機械導入ガイドラインを参照すること。</p> <p>【市が上乗せ助成を実施する要件】</p> <p>広域集落営農法人、3年以内に法人化した集落営農法人又は実施年度内に法人化することが確実と見込まれる集落営農組織</p>	

別表 1 (個票)

事業コード	事業名：	所管課
06-23	経営所得安定対策等推進事業	西・北農業振興センター
①事業内容	経営所得安定対策等の推進	
②事業対象者	神戸市農業活性化協議会	
③事業費	予算の範囲内	
④補助率	総事業費の100%以内	
⑤-1	補助金規則第5条第2項の(3)に該当する書類(申請書に添付する追加書類) 経営所得安定対策等推進事業実施要綱に規定する地域推進活動計画、年間スケジュール	
-2	補助金規則第5条第4項に該当する書類(申請書に省略することができる添付書類) 様式第2号の3~7	
⑥-1	補助金規則第15条第1項の(3)に該当する書類(実績報告に添付する追加書類) 経営所得安定対策等推進事業実施要綱に規定する地域推進活動実施状況報告、年間実績	
-2	補助金規則第15条第2項に該当する書類(実績報告に省略することができる添付書類) 様式第7号~第13号	
⑦関連法令等	経営所得安定対策等推進事業実施要綱、同事業費補助金交付要綱	
⑧特記事項	第8条(申請内容の変更等)(1)(ア)については、実施要綱第5の2(3)③に変える。	

別表 1 (個票)

事業コード 06-24	事業名： 里づくり支援事業	所管課 西・北農業振興センター
①事業内容	支援の対象事業は、次の通りとする。 (1) 体験・交流型：都市住民との交流による地域の魅力を発信する活動 等 (2) 地域元気アップ型：里づくり協議会等が実施する地域活性化に資する取り組み 等 (3) 広域 PR 支援型：町単位以上の広域で取り組む市内農産物 PR や地産地消の推進に向けた交流活動 等	
②事業対象者	支援の対象者は、次の通りとする。 (1) 体験・交流型：里づくり協議会等 (2) 地域元気アップ型：里づくり計画を策定した里づくり協議会 (3) 広域 PR 支援型： 下記①②いずれかの団体 ①5 戸以上の農業者で組織する任意の団体（生産部会等） ②その他前項に準じた団体と市長が認めたもの	
③事業費 (補助金額)	補助金額上限は、次の通り（1,000 円未満は切捨て）とする。 (1) 体験・交流型：200 千円を上限 同一団体は年間 1 事業限り。本事業実施 5 回目までを限度 (2) 地域元気アップ型：1,000 千円を上限 同一団体は年間 1 事業限り。交付後 1 年未満は申請不可 (3) 広域 PR 支援型：500 千円を上限	
④補助率	いずれも 1 / 2 以内	
⑤-1 補助金規則第 5 条第 2 項の(3)に該当する書類（申請書に添付する追加書類） ・総額（税込）が 10 万円以上の物品購入または工事等の発注をする場合、3 者以上の見積書 ・地域元気アップ型で、工事・施設整備等の請負施工を行う場合は、下記書類を追加する ①見積書、図面等 ②当該施設の管理者や当該土地に所有権、賃借権等の権利を有する者の同意書		
-2 補助金規則第 5 条第 4 項に該当する書類（申請書に省略することができる添付書類） 様式第 2 号		
⑥-1 補助金規則第 15 条第 1 項の(3)に該当する書類(実績報告に添付する追加書類) ・交流体験型および地域元気アップ型については、事業様式第 3 号		
-2 補助金規則第 15 条第 2 項に該当する書類（実績報告に省略することができる添付書類） 様式第 7 号～第 13 号、様式第 19 号 ・交流体験型および地域元気アップ型については、様式第 6 号～第 13 号、様式第 19 号		
⑦関連法令等 里づくり支援事業実施要領		
⑧特記事項		

別表 1

事業コード	事業名：	所管課
06-25	農業経営力向上支援事業	西・北農業振興センター
① 事業内容	集落営農組織を対象に、農業用機械、施設及び設備の導入を支援することによって、農業経営の改善を図る。	
② 事業対象者	次の要件をすべて満たす集落営農組織。 ア. 市内で営農地を有するもしくは市内の農地で農作業受託を行う者。 イ. 組織の代表者および規約の定めがあるもの。 ウ. 収支を組織専用の口座で管理していること。	
③ 事業費	予算の範囲内	
④ 補助率	総事業費の50%以内（補助額上限1,000千円）	
⑤-1	補助金規則第5条第2項の(3)に該当する書類（申請書に添付する追加書類） 「農業経営力向上支援事業実施要領」に掲げる実施計画書	
-2	補助金規則第5条第4項に該当する書類（申請書に省略することができる添付書類） 様式第2号～第3号	
⑥-1	補助金規則第15条第1項の(3)に該当する書類(実績報告に添付する追加書類) 納品書、事業費を支払ったことを証する書類の写し	
-2	補助金規則第15条第2項に該当する書類（実績報告に省略することができる添付書類） 様式第7号～第13号	
⑦ 関連法令等	農業経営力向上支援事業実施要領	
⑧ 特記事項		

別表 1 (個票)

事業コード	事業名：	所管課
06-26	大型トラクター等の運転のための大型特殊免許取得支援事業	西・北農業振興センター
① 事業内容	<p>道路交通法における自動車区分が大型特殊自動車になる場合、公道での農耕車作業機装着走行時には大型特殊免許が必要となったことから、集落営農組織の円滑な運営とオペレーターの育成・確保を図るため市内指定自動車教習所での大型特殊免許取得に向けた助成を行う。</p>	
② 事業対象者	<p>次に掲げる要件を満たすものを事業の対象とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市内集落営農組織（法人を含む）オペレーター</li> </ul> <p>※ただし、オペレーターとして、3年以上活動する事を条件とする。</p>	
③ 事業費	<p>予算の範囲内</p>	
④ 補助率	<p>教習料金の 1/2 以内かつ補助金額の上限 5 万円とする。</p>	
⑤	<p>-1 補助金規則第 5 条第 2 項の(3)に該当する書類（申請書に添付する追加書類）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・運転免許証のコピー</li> <li>・指定教習所の申込書のコピー</li> <li>・集落営農組織の推薦状</li> <li>・その他神戸市が必要と定める書類</li> </ul>	
	<p>-2 補助金規則第 5 条第 4 項に該当する書類（申請書に省略することができる添付書類） 様式第 4 号</p>	
⑥	<p>-1 補助金規則第 15 条第 1 項の(3)に該当する書類(実績報告に添付する追加書類)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・指定教習所の卒業証明書のコピー</li> <li>・その他神戸市が必要と定める書類</li> </ul>	
	<p>-2 補助金規則第 15 条第 2 項に該当する書類（実績報告に省略することができる添付書類） 様式第 7 号～第 13 号</p>	
⑦ 関係法令	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路運送車両法</li> <li>・道路交通法</li> </ul>	
⑧ 特記事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・選定方法は別途定める。</li> </ul>	

別表 1 (個票)

事業コード 06-27	事業名： 市内産飼料への転換支援事業	所管課 西・北農業振興センター
① 事業内容	生産資材等の価格高騰に苦慮している畜産農家を支援するため、市内産飼料（稲わら・飼料作物）の利用転換を促進する。	
② 事業対象者	次に掲げる要件を満たすものを事業の対象とする。 (1) 神戸市内に住所を有する農家で、生産する水稻の稲わらを活用し、新たに畜産農家（主に肉用牛）に提供する場合 提供期間：当該年度  (2) 神戸市内に住所を有する農家で、新たに飼料作物を生産または前年度と比べて作付面積を拡充する農家が、畜産農家（主に乳用牛）に飼料作物を提供する場合 提供期間：当該年度 ただし、前年度に播種した飼料作物を含む。	
③ 事業費	予算の範囲内	
④ 補助率	補助率及び補助金額は下記のとおりとし、(1)(2)の各予算の範囲内で補助する。 (1) 稲わら(WCSを除く) 上限 3,000 円/10a (2) 飼料作物(WCS, 飼料用米を除く) 上限 10,000 円/10a	
⑤	-1 補助金規則第 5 条第 2 項の(3)に該当する書類（申請書に添付する追加書類）  稲わら・飼料作物 ・営農計画書（野帳）のコピー ・利用供給協定書 ・その他神戸市が必要と定める書類  -2 補助金規則第 5 条第 4 項に該当する書類（申請書に省略することができる添付書類） 様式第 4 号	
⑥	-1 補助金規則第 15 条第 1 項の(3)に該当する書類(実績報告に添付する追加書類) ・作業日誌及び生産物が畜産農家へ提供されたことが確認できる書類  -2 補助金規則第 15 条第 2 項に該当する書類（実績報告に省略することができる添付書類） 様式第 7 号～第 13 号	
⑦	関連法令等	
⑧	特記事項	

別表 1 (個票)

事業コード 06-28	事業名： 家畜衛生防疫等対策事業	所管課 西農業振興センター
① 事業内容	(1) 畜舎環境改善のため、農家を実施する消毒剤、殺虫剤、乾燥剤等の共同購入の経費に対する助成 (2) 家畜の伝染性疾病（豚熱、炭そ、牛ウイルス性下痢症等）対策として農家を実施するワクチン接種経費に対する助成 (3) 腸管出血性大腸菌（O-157）対策として農家が共同購入する生菌製剤（ボバクチン）の経費に対する助成	
② 事業対象者	(1) 兵庫六甲農業協同組合の組合員で、市内で肉牛の肥育または繁殖経営を営むもの。 (2) 兵庫県酪農農業協同組合またはハイクオリティミルク農業協同組合の組合員かつ市内在住者で酪農経営を営むもの。 (3) 兵庫六甲農業協同組合の組合員で、市内で養豚経営を営むもの。 (4) 別表 1 の頭羽数以上の家きんを市内で飼養するもの。	
③ 事業費	ふるさと納税等寄付金の一部を含む予算の範囲内	
④ 補助率	事業経費の 30%以内とする。	
⑤ -1 補助金規則第 5 条第 2 項の(3)に該当する書類（申請書に添付する追加書類） -2 補助金規則第 5 条第 4 項に該当する書類（申請書に省略することができる添付書類） ・様式第 2 号の 4、6、7		
⑥ -1 補助金規則第 15 条第 1 項の(3)に該当する書類(実績報告に添付する追加書類) ・業者選定理由が分かる書類（事業(1)のみ） -2 補助金規則第 15 条第 2 項に該当する書類（実績報告に省略することができる添付書類） ・様式第 7～13 号		
⑦関連法令等 ・家畜伝染病予防法 ・家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律		
⑧特記事項 ・本事業を行う事業主体は、(1)事業対象となる個人または法人、もしくは(2)兵庫六甲農業協同組合、兵庫県酪農農業協同組合、ハイクオリティミルク農業協同組合とする。ただし、(1)と(2)で重複して申請することはできない。 ・複数の事業主体から申請があり、その補助申請額の合計が予算額を超える場合は、予算額を各事業主体の事業費で按分した額を、各事業主体への補助額とする。 ・本補助金にはふるさと納税寄付金の一部を充当することがある。		

別表1 補助の対象となる家きんの飼養状況

鶏・あひる	100羽以上
だちょう	10羽以上



別表 1 (個票)

事業コード	事業名：	所管課
06-29	優良牛確保事業	西農業振興センター
① 事業内容	<p>(1) 酪農家による但馬牛の受精卵移植により、優良な肥育素牛確保と酪農経営の安定に資することを目的とする。</p> <p>(2) 支援内容は、但馬牛受精卵の代金及び優良牛（黒毛和牛、後継乳牛）の受精卵移植経費、妊娠鑑定経費等とする。</p> <p>(3) 年度内に購入した受精卵を用いて年度内に移植する際に要した経費を支援の対象とする。</p> <p>(4) 対象受精卵は兵庫県内で生産された但馬牛受精卵とする。</p> <p>(5) 同一牛への移植については、年間2回までを補助対象とする。</p>	
② 事業対象者	兵庫県酪農農業協同組合またはハイクオリティミルク農業協同組合の組合員かつ市内在住者で酪農経営を営むもの。	
③ 事業費	ふるさと納税等寄付金の一部を含む予算の範囲内	
④ 補助率	事業経費の30%以内とする。	
⑤ -1 補助金規則第5条第2項の(3)に該当する書類（申請書に添付する追加書類）		
-2 補助金規則第5条第4項に該当する書類（申請書に省略することができる添付書類）	<p>・様式第2号の4、6、7</p>	
⑥ -1 補助金規則第15条第1項の(3)に該当する書類(実績報告に添付する追加書類)	<p>受精卵移植証明書の写し</p> <p>受精卵証明書の写し</p>	
-2 補助金規則第15条第2項に該当する書類（実績報告に省略することができる添付書類）	<p>・様式第7～13号</p>	
⑦ 関連法令等	家畜改良増殖法	
⑧ 特記事項	事業主体は、兵庫県酪農農業協同組合またはハイクオリティミルク農業協同組合とする。	

別表 1 (個票)

事業コード	事業名：	所管課
06-30	畜産クラスター事業	西農業振興センター
①事業内容	国の畜産クラスター事業（畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業）により規模拡大を行う農家に対して国庫補助金を交付する。	
②事業対象者	1 神戸市畜産クラスター協議会の構成員 2 事業実施について国から承認を得た者  上記 1、2 をすべて満たす者	
③事業費	国の定める基準による	
④補助率	50%以内（但し、国の定める基準による）	
⑤-1 補助金規則第 5 条第 2 項の(3)に該当する書類（申請書に添付する追加書類）	畜産クラスター事業に係る国への申請書類一式	
-2 補助金規則第 5 条第 4 項に該当する書類（申請書に省略することができる添付書類）	様式第 2 号の 3～7	
⑥-1 補助金規則第 15 条第 1 項の(3)に該当する書類(実績報告に添付する追加書類)	畜産クラスター事業に係る国への報告書類一式	
-2 補助金規則第 15 条第 2 項に該当する書類（実績報告に省略することができる添付書類）	様式第 7 号～第 13 号	
⑦関連法令等		
⑧特記事項	本事業を行う事業主体は、神戸市畜産クラスター協議会とする。	

別表 1 (個票)

事業コード	事業名：	所管課
06-31	但馬牛流通促進交付金	西農業振興センター
① 事業内容	<p>肉牛肥育農家・繁殖農家の経営を安定向上させることを目的とし、神戸市中央卸売市場西部市場または家畜市場へ出荷した但馬牛に対して補助を行う。</p> <p>(1) 市内において5ヶ月以上飼育を行った但馬牛で、令和6年4月1日から令和7年3月31日の間に神戸市中央卸売市場西部市場でと畜された但馬牛</p> <p>(2) 市内繁殖農家が但馬家畜市場へ出荷した但馬牛</p>	
② 事業対象者	兵庫六甲農業協同組合の組合員で、市内で但馬牛の肥育経営を営むもの。または市内で但馬牛の繁殖経営を営むもの。	
③ 事業費	ふるさと納税等寄付金の一部を含む予算の範囲内	
④ 補助率	<p>(1) の場合、1頭当たり15,000円を上限とする。</p> <p>(2) の場合、1頭当たり20,000円を上限とする。</p>	
⑤	<p>-1 補助金規則第5条第2項の(3)に該当する書類（申請書に添付する追加書類）</p> <p>-2 補助金規則第5条第4項に該当する書類（申請書に省略することができる添付書類） ・様式第2号の3～7</p>	
⑥	<p>-1 補助金規則第15条第1項の(3)に該当する書類(実績報告に添付する追加書類)</p> <p>(1) の場合：市場への出荷を確認できる書類（個体識別番号、と畜日等） ※兵庫六甲農業協同組合を通じて出荷していない牛については、別紙1の様式で出荷牛を報告すること。（同様の任意様式も可）。</p> <p>(2) の場合：別紙2報告書（同様の任意様式可）</p> <p>-2 補助金規則第15条第2項に該当する書類（実績報告に省略することができる添付書類） ・様式第7号～第13号</p>	
⑦ 関連法令等		
⑧ 特記事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本事業を行う事業主体は、兵庫六甲農業協同組合とする。</li> <li>・事業を行う事業主体は、事業にかかる牛の台帳を備え、牛の購入、出荷等の証拠書類を整理し、5年間保存しておかなければならない。</li> <li>・本補助金にはふるさと納税寄付金の一部を充当する場合がある。</li> </ul>	



